

## 設備士第3講習の受講資格者の要件

島根県液化石油ガス教育事務所

※ 設備士第3講習の受講を希望される方は、受講申込の際に下記の1から4のいずれかに該当することを証する写し（コピー）の添付が必要となります。

1. 建設業法第27条第1項の規定に基づき行われる技術検定であって、その種目が管工事施工管理であるものに合格した者。
2. 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練たる養成訓練であって、その訓練科が設備施工系配管科若しくは配管科、または高度職業訓練であって、その訓練科が居住システム系建築設備科であるものを修了した者。
3. 職業能力開発促進法第28条第1項の規定に基づく職業訓練指導員免許であって、その職種が配管科であるものを受けている者。
4. 職業能力開発促進法第62条第1項の規定に基づく技能検定であって、その職種が配管科であるものに合格した者。（当該技能検定の実技試験の科目として建築配管作業を選択した者に限る。）

以上